

令和5年度版



きよかわっこ

子育てガイド



清川村マスコットキャラクター
きよいゆん

清 川 村


清川村の子育て支援事業


	マタニティ	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
母子手帳の発行など	○母子健康手帳の交付 P3 交付場所：保健福祉センターやまびこ館 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○妊婦健康診査・歯科健康診査 P3 対象：妊婦 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○マタニティ教室 P3 対象：妊婦及び家族 予約：保健福祉課 実施日：健康カレンダーに記載 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○妊産婦訪問指導 P4 対象：妊婦・産婦の個別訪問 健康状態の確認、家族計画等の相談 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○新生児聴覚検査費用助成 P4 対象：生後1ヵ月未満の児童 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○出産・子育て応援給付金 P3 対象：妊娠届時・出産後 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○産婦健康診査 P3 対象：産後5日～60日までの産婦 産後健康診査に係る健診費用の補助 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
健康診査や予防接種など	○新生児・乳幼児訪問 P5 対象：新生児 乳児期における育児状況の確認や育児方法の相談・指導 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○ベビーマッサージ教室（産後ケア事業） P9 対象：新生児・母親 ベビーマッサージを通じた親子のふれあいと母親のリフレッシュ <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○乳幼児健康診査 P4 対象：乳幼児（未就学児） 会場：保健福祉センターやまびこ館 実施日：健康カレンダーに記載 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○乳幼児歯科健康診査 P4 対象：乳幼児（未就学児） 会場：保健福祉センターやまびこ館 実施日：健康カレンダーに記載 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○予防接種 P6 対象年齢、実施方法等 健康カレンダーに記載 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○乳幼児健康相談 P4 対象：乳幼児 随時実施 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
サークル活動など	○育児教室 P5 対象：乳幼児（未就園児）及び保護者 乳幼児の食事や健康、交流、遊び等の保健指導 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○ブックスタート P9 対象：4か月健診の対象乳児及び保護者 4か月健診時に絵本などの入ったブックスタートバックを配付 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○のびのび子育てサロン P9 対象：乳幼児（未就学児）及び保護者 育児不安の軽減や保護者間の交流 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○子育て支援サークル（だっこらっこクラブ） P9 対象：乳幼児（未就園児）及び保護者 仲間作りや交流のため、自主運営しているクラブ																			
子どもの預け先など	○保育所 P11 対象：6か月～就学前 <入所申し込み 保健福祉課>																			
	○清川幼稚園 P13 対象：3～5歳児 <問い合わせ先 学校教育課>																			
	○一時保育 P14 あおぞら保育園（6か月～就学前） 清川幼稚園（在園児）																			
	○ひまわり放課後児童クラブ P15 対象：小学校1年生～6年生 実施場所：保健福祉センターひまわり館 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
○放課後子ども教室 P16 実施場所：生涯学習センターせせらぎ館・緑小学校体育館ほか <問い合わせ先 生涯学習課>																				
子育てに関する助成や補助金など	○児童手当 P18 支給対象：0歳～中学校修了までの子ども																			
	○きよかわっ子誕生お祝い金 P10 対象：清川村で生まれた子ども ※住居地要件あり <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○子育て支援用品購入費助成 P10 対象：0歳～2歳6か月 おむつ・トイレトレーニング用品購入費を助成 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○子育て世帯リフレッシュ事業 P10 対象：4月1日現在の年齢で1歳児、2歳児 あおぞら保育園の一時預かり利用券を発行 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○給食費助成制度 P23 対象：幼稚園児・小学校児童・中学生徒 <問い合わせ先 学校教育課>																			
	○清川村副食費補助 P10 対象：保育認定を受けた児童の保護者 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○小児医療費助成 P19 対象：0歳～満18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童 自己負担額（保険適用分）を助成 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○ひとり親家庭等医療費助成 P19 対象：母または父及び0歳～満18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童 医療機関等で支払う自己負担額（保険適用分）を助成 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○母子・父子家庭への援助 P20 児童扶養手当、ひとり親家庭等福祉手当 <問い合わせ先 保健福祉課>																			
	○就学援助制度 P21 学用品等の一部を援助 <問い合わせ先 学校教育課>																			
	○小・中学校入学祝金支給事業 P22 小・中学校入学時に祝金を支給 <問い合わせ先 学校教育課>																			
○高等学校等通学費補助制度 P23 <問い合わせ先 学校教育課>																				
○教育相談・育児相談 P24 対象：村立の幼稚園・小学校・中学校に在籍する子ども及び保護者 <問い合わせ先 学校教育課>																				



〇きよかわっこ「子育てガイド」について

清川村では、「村の宝」である子どもたちが健やかに生まれ、のびのびと成長する環境を整備するため、様々な子育て支援を行っています。

この「子育てガイド」は、これから子育てをする皆様、子育てに奮闘中のお父さんお母さんが、安心して子どもを産み育てることができるように、清川村にどのような事業やサービスがあるかを年齢別・目的別にまとめました。

妊娠が分かったときからの子育てに関する情報を紹介していますので、ぜひご活用ください。

〇清川村の出生数

年度	27	28	29	30	元	2	3	4
人数	13人	13人	11人	18人	16人	11人	14人	5人

〇各担当の問い合わせ先

保健福祉課 ☎046-288-3861
学校教育課 ☎046-288-1215
生涯学習課 ☎046-288-3733
総務課 ☎046-288-1212

※このガイドの内容は令和5年4月現在のものです。

各事業について、詳しくお知りになりたい方は、お気軽に担当へお問い合わせください。

1 母子保健

担当：保健福祉課

母子保健は、母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子健康手帳の交付や健康診査、健康相談を行っています。

① 母子健康手帳の交付

- 対象 妊婦
- 内容 妊娠届出をした妊婦に母子健康手帳を交付し、母子の健康記録として活用します。
- 交付場所 保健福祉センターやまびこ館

② 妊婦健康診査・歯科健康診査

- 対象 妊婦
- 内容
 - ・妊婦健康診査にかかる14回分の受診補助券を交付します。（最大64,000円分）
 - ・妊娠中に1回無料で歯科健康診査を受診できます。
- 受診方法 神奈川県産科婦人科医会協力医療機関及び村妊婦歯科健診実施医療機関で実施
- 診査項目 妊婦健診…基本診察、尿検査、血液検査等
歯科健診…歯と歯ぐきの診察、唾液検査等
- 費用負担 無料（村負担）、受診補助券は母子健康手帳交付時にお渡しします。

③ マタニティ教室

- 対象 妊婦及び家族
- 内容 妊娠・出産・育児について、助産師、保健師、栄養士、歯科医師等による保健指導
- 実施時期 年3回 保健福祉センターやまびこ館

④ 産婦健康診査

- 対象 令和4年4月1日以降に出産した方
- 内容 産後2週間及び産後1ヵ月健康診査に係る健診費用の産婦健康診査補助券（各5,000円）を交付します。
（5,000円未満の場合には償還払いになります）
- 交付場所 保健福祉センターやまびこ館

⑤ 乳幼児健康診査

- 対 象 【定期健康診査】 ・4ヶ月児 ・8～10ヶ月児
・1歳6ヶ月児 ・3歳6ヶ月児
【定期外健康診査】 お誕生日健診（1歳0ヵ月児、2歳0ヵ月児）定期健康診査以外の乳幼児（未就学児）
- 内 容 問診、身体測定、内科診察、保健指導、栄養指導、育児相談（偶数月）
母乳相談（希望者）
- 実施日 月1回 原則第3木曜日
- 会 場 保健福祉センターやまびこ館
- 受付時間 新型コロナウイルス感染症予防の為、対象児には受診時間を指定で通知します。定期外健康診査以外の方も希望者は受け付けますので、お問い合わせください。

⑥ 乳幼児歯科健康診査

- 対 象 【定期歯科健康診査】 1歳6ヶ月児・2歳児・3歳6ヶ月児
【定期外歯科健康診査】 定期歯科健康診査以外の乳幼児（未就学児）
- 内 容 歯科健康診査・歯みがき指導・予防処置等
- 実施日 原則 偶数月第3木曜日
- 会 場 保健福祉センターやまびこ館
- 受付時間 新型コロナウイルス感染症予防の為、対象児には受診時間を指定で通知します。定期外健康診査以外の方も希望者は受け付けますので、お問い合わせください。

⑦ 新生児聴覚検査費用助成

- 対 象 原則、生後1ヵ月未満の児童
- 内 容 新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成
- 助成金額 上限10,000円まで
- その他 保健福祉課予防係窓口にて申請

⑧ 乳幼児健康相談

- 対 象 乳幼児
- 内 容 保健師が、子どもの疾病、発達、育児、遊ばせ方など子育てに関する相談に応じます。（電話での相談も受付けています。）
- 実施時期 随時
- 会 場 保健福祉センターやまびこ館

⑨ 妊産婦訪問指導

- 対 象 妊婦、産婦
- 内 容 妊娠中、または産後の健康状態の確認、家族計画等の相談に保健師が訪問して応じます。
- 実施時期 随時

⑩ 新生児・乳児訪問

- 対 象 生後1ヶ月未満の新生児、乳児
- 内 容 育児相談及び指導
- 実施時期 随時
- 実施方法 個別訪問

⑪ 育児教室

- 対 象 0から4歳までの乳幼児と保護者等
- 内 容 保育士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、ヨガインストラクター、JAF指導員等により、体を使った体操、チャイルドシートの指導、おやつや歯磨き指導、ベビーマッサージ等を行っています。
- 実施時期
 - ・乳児対象 年2回
 - ・幼児対象 年3回程度
- 会 場 保健福祉センターやまびこ館

2 予防接種

担当：保健福祉課

予防接種は、個別接種で実施します。実施場所は、村契約医療機関において接種ができます。医療機関は、清川村健康カレンダーに記載しています。

① BCG（結核）

- 対象 象 生後12ヶ月未満
- 接種回数 1回

② 四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）

- 対象 象 生後3ヶ月以上7歳6ヶ月未満の乳幼児
- 接種回数 第1期初回接種…3回
(各回ごとに20～56日の間隔をあけて3回接種)
第1期追加接種…1回
(初回3回目完了後、1年～1年半後1回接種)

③ 二種混合（ジフテリア・破傷風）

- 対象 象 四種混合の第1期を完了した11歳以上13歳未満の者
- 接種回数 1回（四種混合の第2期として、1回接種）

④ 不活化ポリオ

- 対象 象 生後3ヶ月～7歳6ヶ月に至るまでの者
(三種混合を接種している者)
- 接種回数 第1期初回3回（20日以上の間隔をおいて3回）
第1期追加1回（初回3回接種後6ヶ月以上の間隔をおいて1回）

⑤ 麻しん・風しん混合（はしか・3日はしか）

- 対象 象 第1期／1歳～2歳未満の幼児
第2期／5歳～7歳未満（小学校入学前1年間＝幼稚園・保育園の年長の期間）
- 接種回数 第1期…1回
第2期…1回

⑥ 日本脳炎

- 対象 象 第1期…生後6ヶ月以上7歳6ヶ月未満の乳幼児
(標準的な接種年齢は3歳から5歳)
第2期…9歳以上13歳未満の者
(標準的な接種年齢は小学校4年生)

- 接種回数 第1期初回接種…2回
(1～4週間の間隔をあけて2回接種)
第1期追加接種…1回
(初回接種完了後、おおむね1年をあけて1回接種)
第2期…1回

⑦ ヒブワクチン

- 対象 象 生後2ヶ月以上5歳未満の乳幼児
○接種回数 月齢によって回数が異なりますので、担当までお問い合わせください。

⑧ 小児用肺炎球菌ワクチン

- 対象 象 生後2ヶ月以上5歳未満の乳幼児
○接種回数 月齢によって回数が異なりますので、担当までお問い合わせください。

⑨ B型肝炎ワクチン

- 対象 象 生後12ヶ月未満
○接種回数 3回

⑩ 水痘ワクチン

- 対象 象 生後12ヶ月～36ヶ月
○接種回数 2回

⑪ 子宮頸がん予防ワクチン

- 対象 象 小学6年生～高校1年生の女子
○接種回数 2回または3回(年齢、ワクチンの種類によって回数が変わります。)
※積極的勧奨の差し控え期間中に定期接種の対象であった平成9年度生まれから平成17年度生まれの女子も接種可能となります。

⑫ ロタウイルスワクチン

- 対象 象 生後6週(初回は生後14週6日までに接種)
～24週0日又は32週0日(ワクチン種類による)
○接種回数 2回または3回

⑬ 任意予防接種

小児インフルエンザワクチン

- 対象 象 生後6ヶ月～高校3年生
○接種回数 1～2回(原則13歳以上は1回)
○内 容 1回の接種あたり1,000円を助成

● 予 防 接 種 ●

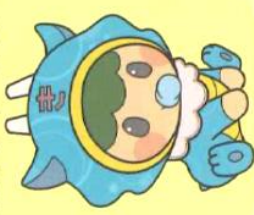
予防接種は危険な感染症の発生と流行を未然に防ぐために行います。かかってから治すより、かからないように予防することが第一です。

【個別接種】(20歳未満) (個別に受託医療機関で受けてください。)

↓ 接種 (は受けることが望ましい年齢) (は法律で定められている年齢)

ワクチンの名前と目的	2か月	3か月	6か月	9か月	1歳	1.5歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	
ヒブワクチン (細菌性髄膜炎の予防)	↓↓↓ 生後2か月から7か月の間に27日～56日間隔で3回接種 (標準的)																								
小児用肺炎球菌ワクチン (肺炎球菌による重い感染症を予防)	↓↓↓ 生後2か月から7か月の間に27日以上の間隔をあけて3回接種 (標準的)																								
四 種 混 合 不 活 化 ポ リ オ (百日せき・アザリア・髄膜炎・小児まひの予防)	↓↓↓ 1期初回3回終了後60日以上の間隔で生後12か月から15か月の間に1回接種 (標準的)																								
B C G (結核の予防)	↓↓↓ 1期初回3回終了後1年から1年半の間に1回接種 (標準的)																								
麻しん・風しん混合予防接種 麻疹予防接種 風しん予防接種 (はしかと三日ばしかの予防)	↓ 生後5か月月に達した時から生後8か月に達するまでの期間 (標準的)																								
水痘ワクチン (水ぼうそうの予防)	↓ 生後12か月から24か月の間に1回 (1期) ↓ 追加は初回終了後から6か月から12か月の間隔をあけて (標準的)																								
日 本 脳 炎 (日本脳炎の予防)	↓ 生後12か月～15か月末まで (標準的) ↓ 追加は初回終了後から6か月から12か月の間隔をあけて (標準的)																								
二 種 混 合 (ジフテリア・破傷風の予防)	↓ 1期初回3回終了後7～13か月の間に1回接種 (標準的)																								
子宮頸がん予防ワクチン ★(子宮頸がんの予防)	↓ 1期初回3回終了後60日以上の間隔で生後12か月から15か月の間に1回接種 (標準的)																								
B型肝炎ワクチン (B型肝炎の予防)	↓ 1期初回3回終了後60日以上の間隔で生後12か月から15か月の間に1回接種 (標準的)																								
ロタウイルスワクチン (ロタウイルス感染症の予防)	↓ 1期初回3回終了後60日以上の間隔で生後12か月から15か月の間に1回接種 (標準的)																								

対象年齢に
なりましたら、
体調のよい日に
順次受けましょう。



↓ 小学6年生 (11歳・12歳)
↓ ↓ ↓ 接種1回目より半年の間に3回接種
1回目は13歳となる年度(中学1年生)、2回目は1・2か月後、3回目は6か月以上の間隔をあける

※R2年10月1日～定期接種となります(対象：R2年8月1日以降の出生児)

3 子育て支援

担当：保健福祉課

清川村には児童福祉施設がないため、保健福祉センターやまびこ館を利用し、児童の健全育成と子育てしている親の交流などの地域コミュニティーによる子育ての支援をしています。

① のびのび子育てサロン

乳幼児（未就学児）をお持ちの方の保護者間の交流による仲間づくりなどの育児支援を行っています。

- 対象 乳幼児及びその保護者等
- 内容 保育士、保健師による育児相談、絵本の読み聞かせなどの遊びの指導
- 実施時期 水曜日（年12回） 午前10時～正午
- 会場 保健福祉センターやまびこ館

② だっこらっこクラブ（子育て支援サークル）

近所に子どもが少なく子ども同士で遊ぶ機会が少ないため、子どもの遊びを通じた仲間づくりや、子育て家庭の親同士が気軽に交流するため、自主運営している子育てサークルです。

- 活動内容 ・公園や保健センターでの自由遊び

③ ブックスタート

赤ちゃんと保護者が言葉を交わしながら楽しいひとときを持つことができるよう、ブックスタートパックを配付します。

- 対象 4ヶ月健診の対象乳児と保護者
- 内容 保健福祉センターやまびこ館で4ヶ月健診を受診した乳児に絵本などが入ったブックスタートパックを配付。（1回のみ）

④ ベビーマッサージ教室（産後ケア事業）

乳児と母親を対象に、ベビーマッサージを通じた親子のふれあいと、産後の母親がリラックスできる場を提供します。

⑤ 親子開放デイ

- 対象 乳幼児およびその保護者
- 内容 乳幼児および保護者が来所して遊びや交流を図ります。
また、保育士が常駐のため、遊びや育児相談ができます。
- 実施期間 原則毎週水曜日・木曜日 午前9時30分から正午まで
- 会場 保健福祉センターやまびこ館 母子保健

⑥ きよかわっ子誕生お祝い金

清川村で生まれた子どもの健やかな成長発達を支援するために、村から出産祝い金を交付します。（出産1人につき10万円）※住居地等要件あり

⑦ 出産・子育て応援給付金

妊娠時から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成として、経済的負担の軽減を図ります。

- 助成金内容 ・妊娠届時に50,000円
- ・出産後に 50,000円

⑧ 子育て支援用品購入費助成（おむつ等購入費助成）

安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の充実と子育て支援を推進するため、子育て支援用品購入費の一部助成を図ることで、養育者の経済的負担の軽減を図ります。

- 対象 0歳～2歳6ヶ月
- 助成金内容 1ヶ月4,500円（上限）のクーポン券を発行します。
 村内登録事業所で使用できます。
- 対象用品 紙おむつ・布おむつ・おしりふき・トイレトレーニング用品
 粉ミルク・離乳食・その他育児に要する用品

⑨ 子育て世帯リフレッシュ事業

毎日、子育てに忙しい母親（父親）に日頃の育児疲れや育児への不安を解消し、心身のリフレッシュと育児負担の軽減を図ることで、楽しく子育てを続けてもらうことを目的に、あおぞら保育園の一時預かりを利用できる利用券を発行します。

- 対象 4月1日現在の年齢で1歳児、2歳児
 （保育所へ入所していない児童のみ）
- 内容 1年間で6回利用できる利用券を発行（1回4時間まで）
- その他 おやつ（50円）、給食（200円）は自己負担

⑩ 清川村保育所等副食費支援補助金

子育て世代の家庭への経済的負担の軽減を目的として、副食費を補助します。

- 対象 村内に住所を有する者で、保育認定を受けた児童の保護者で、入所児童に係る副食費を実費負担している保護者。
- 助成金額 保護者が実費負担した副食費の額とし、上限額は月額4,500円
- 申請手続 前期分（4～9月分）、後期（10月～翌年3月分）ごとに副食費の支払いに係る領収証の写し、保護者の口座名義がわかるもの、印鑑（シヤチハタ不可）を持参し、保健福祉課福祉係窓口にて申請。

4 保育所入所

担当：保健福祉課

保育所（園）は、保護者や家族が働いていたり、出産や病気、介護等の理由により家庭で保育ができない場合、保護者に代わって一定の時間、お子さん（村内あおぞら保育園は概ね生後6ヵ月から小学校入学前）を保育する施設です。清川村には、認可保育所「あおぞら保育園」と小規模保育施設「おひさま保育園」があります。この他、在勤する市町内の保育所に預けることもできます。

① 入所申込み

あおぞら保育園・おひさま保育園及び村外の認可保育所への入所手続きは、保健福祉課で受付しています。入所申込みの際には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。必要書類は保健福祉課で用意しています。事前にご相談ください。

② 入所基準

《保育時間について》※就労時間に往復の通勤時間も含まれます。

○就労時間が月 120時間以上／月の場合・・・保育標準時間認定

保育時間：午前7時～午後6時までの11時間（延長保育あり）

○就労時間が月 64時間以上120時間未満の場合・・・保育短時間認定

保育時間：午前8時30分～午後4時30分までの8時間（延長保育あり）

（この保育時間は、あおぞら保育園の時間となります。管外の保育所を希望される場合は、保育時間が異なる場合があります。）

《入所基準》

保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかに該当する場合となります。

- 1 家庭外（内）で就労する場合（1日4時間、週4日以上で
月64時間以上就労していること）
- 2 母親の出産（出産予定前8週間から産後8週間）
- 3 病気、負傷（保護者が病気、負傷、心身に障害を有している）
- 4 病人の介護等
- 5 家庭の震災、風水害、火災その他の災害の復旧
- 6 保護者の求職活動中（原則として入所後2ヶ月以内に就労することが前提であること）
- 7 就学（職業訓練校等での職業訓練含む）していること
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時にすでに保育園等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 10 村長が認める上記1～9に類する状態であること

※1～5、7、8、10については、条件により保育標準時間認定または保育短時間認定

※6、9については、保育短時間認定のみ

③ 入所対象年齢

保育所(園)への入所は、概ね生後6ヵ月から小学校入学前までの児童が対象です。

④ 保 育 料

0歳児～2歳児の保育料は、父母またはお子さんと同一世帯に属する扶養義務者（生計の中心者である場合に限る）の前年分の市町村民税所得割の課税額により決定します。保育料の切り替え時期は、9月です。

村では、国の定めた8階層の保育料をさらに細分化し、保護者の負担を軽減するため、独自の保育料を設定しています。この保育料には、給食費・おやつ代が含まれています。詳細な金額については保健福祉課へお尋ねください。

※ なお、3歳児～5歳児の保育料は令和元年10月から無償になりました（市町村民税所得割の課税額に応じて副食費負担あり）。

⑤ 開所時間

「あおぞら保育園」

○平 日 午前7時～午後7時（延長保育時間含む）

○土曜日 午前7時～午後7時（延長保育時間含む）

「おひさま保育園」

○平 日 午前8時～午後6時

○土曜日 午前7時～午後3時（あおぞら保育園と合同保育）

⑥ 定 員

「あおぞら保育園」

○ 30名（0歳児 3名、1～3歳児 各5名、4～5歳児 各6名）

「おひさま保育園」

○ 6名（0～2歳児 各2名）

※ 村外の保育所等に入所を希望される場合は、所在市町の保育所主管課でご確認のうえ、必ず見学してください。また、入所申請の期日等についても、確認をしてください。

※ 認可保育所や小規模保育施設以外の施設で、小学校入学前の児童を保育することを目的とした事業所内保育施設等もあります。これらの施設に入所を希望される場合は、直接保育施設にお問い合わせください。

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施され、幼稚園などの預かり保育や認可外保育施設についても、保育の必要性の認定を受けた保護者の方は、その保育料が無償化の対象となりました（保育認定には保健福祉課への申請が必要となります）。

- ・ 幼稚園の預かり保育 450円×利用日数（上限月額11,300円）
- ・ 認可外保育施設等 3～5歳の子どもは月額37,000円まで、
0～2歳の住民税非課税世帯の子どもは月額42,000円まで無償化

5 村立清川幼稚園

担当：学校教育課

どの子にとっても、「一人ひとりが認められる場所であること」「活かされる場所であること」「幼稚園は楽しいところであること」「十分遊べる場所であること」を念頭に園生活を進めています。

- 所在地 清川村煤ヶ谷2130番地
- 定員 45名
- 通園区域 村内全域
- 保育時間 3歳児 1学期 午前9時～11時
2学期・3学期 午前9時～午後2時
※子どもの様子や気候により変更あり
4・5歳児 月～金曜 午前9時～午後2時
- 費用 入園料3,000円
教材費等
- 通園方法 4・5歳児 バス利用児は、路線バスを利用。専任の送迎員が各最寄りのバス停留所から園まで付き添う。徒歩・自家用車利用児は家庭で行う。
3歳児 全員各家庭で行う。
- 給食 4・5歳児 学校給食を利用（月1～2回お弁当持参あり）
3歳児 午前中で降園の場合は、牛乳
午後まで保育の場合は、4・5歳児と同じ
- 年間行事 入園式、誕生会、夏まつり、運動会、大山登山、遠足、冬のつどい、
（主な行事） みんなの集い、感謝の会、卒園式
- 入園申込み 幼稚園へ直接申込み
- 問い合わせ 清川幼稚園 ☎046-288-1254

6 一時保育

担当：保健福祉課

清川村では、ご家庭の様々な事情などに対応できるよう、次の一時保育事業を行っています。それぞれのパターンに応じて、ご利用ください。

① あおぞら保育園一時預かり

○育児疲れでリフレッシュしたい方や保護者の通院や入院、家族の介護などの理由で家庭での保育が困難な方のお子さんを一時的にお預かりするもの。

○対象 生後6ヶ月から小学校入学前の児童

○保育の実施日・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分のうち4時間
1時間ごとに延長あり（有料）
（年末年始、土日祝日、学年始学年末などはなし）

○保育場所 あおぞら保育園内

○費用 年齢や時間によって異なります。
半日（4時間）利用 800円～1,600円
延長1時間毎に 200円～400円

○申込・問い合わせ あおぞら保育園 ☎046-281-7350

② 清川村立幼稚園 幼稚園型一時預かり

○保護者の就労や、育児に伴う心理的・肉体的な負担の軽減・通院・入院、親族の冠婚葬祭やリフレッシュなどの理由で家庭での保育が困難な方のお子さんを一時的にお預かりするもの。

○対象 清川幼稚園に在園する園児（3歳児は入園日から）

○保育の実施日・時間 月～金曜日 降園時間～午後5時
（土日曜、祝日、学年始学年末などはなし）

○保育場所 清川幼稚園内

○費用 有 料

学 期 中	午後2時～5時	300円
	午前11時～午後5時	600円
	正午～午後5時	500円
長期休業中	午前9時～午後5時	800円
	午前9時～正午	300円
	午後1時～5時	400円

○申込・問い合わせ 清川幼稚園 ☎046-288-1254

7 放課後児童クラブ

担当：保健福祉課

放課後児童クラブは、就労等により保護者が家庭にいない児童のために、授業の終了後に適切な遊び場及び生活の場を与えて、その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

- 対 象 小学校1年生から6年生までの児童
- ※清川村立小学校に在籍し、保護者の就労、疾病及びそのほかの理由により、放課後等家庭において保育を受けられない児童で、かつ集団生活を営む上で著しく支障のない児童とします。
 - ※原則として、ご家族の中の成人全ての者（65歳以上は除く）が就労している必要があります。
 - ※閉所時間（午後7時）までに児童のお迎えが可能なご家庭に限ります。

- 内 容 支援員が放課後児童クラブにおいて、集団による遊びを通じた生活指導などの育成支援を行います。

- ・開所日 月～金曜日（※年末年始を除く）
- ・開所時間 午後1時～午後6時30分（短縮授業のときは、学校終了後から）
長期休暇（12/29～1/3を除く）、祝日及び振替休日
午前8時30分～午後6時30分
- ・早朝保育 午前8時～8時30分（有料）（1日開所日のみ）
- ・延長保育 午後6時30分～7時（有料）

- 実施場所 保健福祉センターひまわり館2階 ボランティア活動室

- 費用
- ・放課後児童クラブ保育料／月額6,000円
 - ・教材費、おやつ代等／月額2,000円（夏休みのみ別途負担あり）
 - ・放課後児童クラブ傷害保険料／年額1,620円（変動あり）
 - ・早朝・延長保育料／1回100円（月締め上限1,000円）

① ひまわり放課後児童クラブ通所支援事業

- 内 容 宮ヶ瀬地区からひまわり放課後児童クラブまでの通所に伴う交通費の一部を補助します。

- 対 象 宮ヶ瀬地区からひまわり放課後児童クラブに通所している児童の保護者

- 助 成 額 通所1日につき50円

- 申請方法 前期分（4～9月分）、後期（10～3月分）ごとに印鑑、振込口座が分かる書類をご持参のうえ、保健福祉課に申請してください。

8 放課後子ども教室

担当：生涯学習課

子どもたちの居場所づくりとして、小学生の放課後の時間を利用し、学習やスポーツ、体験活動等を通して、異年齢児間の交流を促進するとともに、子どもたちの創造性、自主性及び社会性を養い、健全な育成を図ることを目的としています。

○ 日 時 水曜日から金曜日までの放課後

(1) 基本時間

4～7月	1年生	下校～午後4時30分
	2・3年生	
	4～6年生	下校～午後5時
9月	1年生	下校～午後4時30分
	2・3年生	
	4～6年生	下校～午後5時
10～3月	1年生	下校～午後4時30分
	2・3年生	
	4～6年生	

※ 学校の下校時間により変更することがあります。

○ 場 所 生涯学習センターせせらぎ館ほか

※ 教室の内容、参加人数等により変更します。

○ 対 象 村内小学校児童

○ 内 容 (1) 学習(宿題、復習、プリントなど)

(2) 体験活動(スポーツ、英語、陶芸、ダンス、工作など)

○ 基本日程

水曜日	学習・体験	4～6年生(又は1年生、2・3年生)
木曜日	〃	1年生(又は2・3年生、4～6年生)
金曜日	〃	2・3年生(又は1年生、4～6年生)

※ 学校の下校時間により変更することがあります。

○ 参加申込

次の書類を学校を通して生涯学習課に提出してください。

(1) 登録申請書

※ 年度当初に一度だけ提出する。ただし、提出した記載内容を変更する場合は再度提出する。

(2) 参加申込書

※ 1ヶ月毎の参加申込書を指定する期日までに提出する。

○ 参加費 無 料

○ その他

- 放課後子ども教室に参加する時は、学校から直接会場に来ることになりますので、保護者の責任での対応をお願いします。
- 参加申込み後、欠席する場合や帰宅方法を変更する場合は、生涯学習課に連絡してください。
- 教室の詳細（実施日時、対象学年、内容、時間、場所及び持ち物等）を1ヶ月毎に予定表を作成して保護者に配付します。

9 児童手当

担当：保健福祉課

児童手当は、次代の社会を担う子どもたちの健やかな育ちを応援するという趣旨で支給されるものです。

○手当を受けられる人

0歳から中学校卒業後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給します。（所得制限があります）

○支給額	0～3歳未満	15,000円/月
	3歳～小学生（第1・2子）	10,000円/月
	3歳～小学生（第3子以降）	15,000円/月
	中学生	10,000円/月
	所得制限額以上（1人あたり）	5,000円/月

○支給時期 原則として 2月、6月、10月

○届出

・認定請求書

出生、転入等により新たに支給資格が生じた場合、児童手当を受給するために必要となるものです。提出先は保健福祉課窓口（公務員の方は勤務先）です。

・額改定認定請求書

出生などにより支給対象となる児童が増えたとき

・額改定届

転出などにより支給対象となる児童が少なくなったとき

・受給事由消滅届

転出、支給要件児童を監護しなくなったとき

・住所変更届

同じ市町村のなかで住所が変わったとき

○その他

- ・児童の国内居住要件（留学中を除く）があります。
- ・児童が児童養護施設に入所している場合は、施設の設置者等に支給します。
- ・監護及び生計同一の要件を満たす方が複数いる場合は、児童と同居している方に支給します。（離婚協議中の別居の場合は支給可能、単身赴任中は除く。）
- ・届出には受給者の方の健康保険証及び印鑑（場合により振込先の通帳）、受給者及び配偶者のマイナンバーの分かるものがが必要です。

10 医療費助成

担当：保健福祉課

① ひとり親家庭等医療費助成

○対象

次のいずれかに該当する児童（満18歳になった日以後の最初の3月31日までの者。ただし、重度障害を有する児童又は学校教育法に規定する学校に通学する児童については20歳に達する日の前日まで）を監護している父又は母、養育者（里親は除く）で、所得が一定未満の家族

- ・父又は母が死亡した児童
- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が、婚姻によらないで懐胎した児童
- ・その他（孤児等）

○内容

医療証と健康保険証を医療機関等の窓口に表示することにより医療機関等で支払う自己負担額（健康保険適用分のみ）を助成します。なお、医療機関等で福祉医療証が使えないときは、領収書等必要書類を持参の上、医療費支給申請をすることにより助成が受けられます。

※他の医療制度で助成を受けられる方を除きます。

② 小児医療費助成

○対象

0歳から満18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童

○内容

小児医療証と健康保険証を医療機関等の窓口に表示することにより、医療機関等で支払う自己負担額（健康保険適用分のみ）を助成します。医療機関等で小児医療証が使えないときは、領収書等必要書類を持参の上、医療費支給申請をすることにより助成が受けられます。所得制限はありません。なお、入院費の場合は、加入保険から高額医療費等の支給の有無について確認してから、申請をしてください。

☆令和5年4月1日診療分より高校生等に係る通院費用についても助成の対象となりました。また、令和5年9月30日までは償還払いのみでの助成となりますので、保健福祉課福祉係窓口まで申請をお願いします。

11 母子・父子家庭等への援助

担当：保健福祉課

母子・父子家庭の経済的、精神的な負担を軽減し、健全な家庭生活と児童の福祉向上を図るため、手当等支給等を行います。

① 児童扶養手当

○対象

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している母又は養育者に支給されます。（政令で定める程度の障害の状態にある児童は20歳まで）

※ 児童又は母が公的年金を受けることができるときは対象とならない場合があります。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が一定以上の障害にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・ その他

○支給額（令和4年4月1日現在）

区分	全額支給	一部支給
児童1人のとき	月額44,140円	月額44,130～10,410円
児童2人の加算額	月額10,420円	月額10,410～5,210円
児童3人以上の加算額	月額6,250円	月額6,240～3,130円

※一部支給額は所得額に応じて決定されます。

※所得が一定額を超えると全額支給停止になります。

※所得制限限度額については、保健福祉課へお尋ねください。

② ひとり親等福祉手当

○対象 18歳未満の児童を養育している、配偶者と死別または生別した父もしくは母及び、父母のいない子の養育者（清川村に1年以上居住していること、基準日4月1日）※令和4年度から対象を拡大しました。

○支給額 子が1人のとき 年額 15,000 円
子が1人増すごとに 年額 5,000 円を追加

○その他 「きよかわ通信」により広報するとともに、前年度の対象者で、今年度も該当するであろうことが見込まれる対象者には、個別通知を送付します。

12 就学援助制度

担当：学校教育課

清川村では、お子さんが小・中学校で楽しく勉学に励むことができるよう次の世帯の方に学用品費や学校給食費などの一部を援助しています。

- 対 象
 - ・生活保護が廃止になった。
 - ・村民税、個人事業税、固定資産税のうち、いずれかが非課税または、減免・免除を受けた（地方税法第295条第1項、同323条、同72条の62、同367条による措置）。
 - ・国民年金、国民健康保険のうち、いずれかの保険料の減免・免除を受けた（国民年金法第89条、同90条、国民健康保険法第77条による措置）。
 - ・児童扶養手当の支給を受けた（児童手当とは異なります）。
- 内 容 援助の内容となるものは、学用品費、校外活動費、新入学学用品費、修学旅行費、卒業アルバム制作費です。支給額は、年度により異なります。
- 申請手続 援助を受けられる世帯に該当しそうな方は、4月中旬以降、学校から就学援助費交付申請書を受取り、必要事項を記入して、学校へ提出してください。また、前年度に認定を受けていた方も、新たに申請が必要です。
- 援助の決定 教育委員会で、各家庭の状況や収入額などを総合的に検討し、その結果を通知します。
- そ の 他 新入学学用品費は、新小学校1年生及び新中学校1年生を対象に入学前に支給する制度もあります。詳細は、対象者に別途周知します。

13 清川村小・中学校入学祝金支給事業

担当：学校教育課

村内に住所を有し、実際に居住している児童・生徒の保護者を対象に、保護者の経済的負担の軽減や次代の社会を担う新入学児童・生徒の健全な育成に資することを目的に入学祝金を支給しています。

- 対 象 住民基本台帳に登録され、居住している児童・生徒の保護者
- 内 容 小学校・中学校入学時に児童・生徒1人につき30,000円を支給
- 手続方法 入学式当日に現金で支給します。事前に申請書等の手続きは必要ありません。



14 給食費支援補助金支給事業

担当：学校教育課

子育て世代の家庭への経済的負担の軽減を目的として、給食費を全額補助します。

- 対象 住民基本台帳に登録され、居住している児童・生徒の保護者
- 内容 毎月の学校給食費を全額補助する。
- 助成金額 幼稚園児 3,500円
小学生 4,400円
中学生 5,000円
※1ヵ月あたりの補助額
- 申請手続 新年度（4月）に必要な書類が配付されますので、期日までに各学校・園へ提出してください。



15 高等学校等通学費補助制度

担当：学校教育課

高等学校等に通学している生徒がいる家庭の経済的負担を軽減することを目的として、高等学校等の通学費補助を次の2種類で行っています。

- 対象 村内に住所を有し、高等学校等へ通学する生徒の保護者
- ※定期券及び自転車を購入したことに對する補助事業ですので、証明するものがない場合は、補助することができませんので予めご承知おきください。
- ※高等学校卒業後、大学や各種学校へ通学する場合は、大学等通学費補助制度がありますので、担当へお問い合わせください。

① 高等学校等通学費補助金（バス定期）

- 内容 バスにより通学している生徒に対し定期券代を補助する。
- 助成金額 通学定期乗車券の購入代金の半額を補助する。
- 申請手続 補助金等交付申請書及び口座振込依頼書に必要事項を記入のうえ学生証の写し（初回だけ）、通学定期乗車券等下記添付書類を申請期間の提出期日までに、学校教育課へ提出してください。
- 申請時に必要なもの 学生証の写し、IC定期券内容控、その他必要書類、印鑑（シャカリ不可）
- ※モバイルPASMOで通学定期乗車券を購入した場合は、モバイルPASMOホームページ内の会員メニューサイトから「ご利用明細書（領収書）」を印刷して申請時に提出してください。この場合、「IC定期券内容控」の提出は必要ありません。

☆ひとり親家庭の世帯は、令和6年3月31日まで購入代金の全額を助成します。

② 高等学校等通学用自転車購入費補助金

- 内容 自転車通学するために自転車本体を購入した場合の、購入費用を補助する。
- 助成金額 2万円を上限として補助する。ただし、2万円未満の自転車購入の場合は、その額を補助する。（在学中1回のみ）
- 申請手続 補助金等交付申請書及び口座振込依頼書に必要事項を記入のうえ、学生証の写し等下記添付書類を購入後すみやかに、清川村教育委員会へ提出してください。
- 申請時に必要なもの 学生証の写し、自転車購入領収書の写し、自転車通学の証明書、その他必要書類

○その他 バス定期補助を冬季（12月から3月までの3ヶ月間）のみ受ける方は申請できます。

③ **高等学校入学者タブレット端末等購入費補助事業**

令和4年4月から神奈川県立高等学校へ入学する生徒は、原則、タブレット端末等を自費購入（各家庭で負担）することが決まりました。

村では、保護者負担の軽減や子育て支援を目的とし、高校で使用するタブレット端末等を個人で用意した場合の購入費の一部を補助いたします。

※タブレット端末等の仕様は、入学する学校説明会で確認してください。

※県立高校では、タブレット端末等を貸与する制度がありますので、必要な方は学校に確認してください。

○対象 県立（私立）高等学校1年生の保護者（村内在住者）

○助成金額 タブレット端末等購入費の2分の1（上限45,000まで）

○申請手続 補助金等交付申請書及び口座振込依頼書に必要事項を記入のうえ、学生証の写し、購入した内容がわかる書類及び高等学校等から示された端末購入案内等の書類を添付のうえ、学校教育課へ提出してください。

補助金は支給償還払いとなります。

16 教育相談・育児相談

担当：学校教育課

清川村教育委員会では、村立の幼稚園、小学校、中学校に在籍する子ども及び保護者の皆様と教育に関する相談活動を行い、より良い教育活動を行っていきたいと考えています。

- 対 象 村立の幼稚園、小学校、中学校に在籍する子ども及び保護者
- 相談内容 (1) 学校生活…不登校、いじめ、人間関係、学習の遅れ、進路など
(2) 成 長…発達、学習、言葉の発達など
- 面 談 日 毎月第4水曜日／午前9時～正午、午後1時～5時
(1回の面談は、1時間以内)
- 場 所 生涯学習センター せせらぎ館
- 担 当 清川村教育委員会指導主事
清川村教育委員会訪問教育相談員
- 申込方法 前日までに、電話またはメールで随時申込み。
(メールの場合は、在籍する学校名、子どもの氏名、相談希望日を送信
→確認後返信します。iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp)

17 子どもに関する防犯

担当：①②生涯学習課・③④総務課

清川村では、子どもたちを事件、事故から守るため「かけこみOKの家」と「安全パトロール」、あいさつ運動「ふれあいタイム」を実施しています。地域の皆様もぜひご協力をよろしくお願いいたします。

① かけこみOKの家・安全パトロール

緊急時に子どもが安心して避難できる場所として、ご協力いただいている村内事業所や個人のご自宅の玄関など見やすい場所に看板を設置しています。また、小中学校PTAの皆様を始めとして保護者以外の方にもご協力いただき、個人の車両に「安全パトロール」のプレートを貼り、犯罪の未然防止に努めています。

② あいさつ運動「ふれあいタイム」

清川の子どもを育てる会では、地域での「あいさつ運動」を推進しております。「あいさつ」をきっかけとして住民同士が交流を深め、地域の結びつきを強めることで、防犯対策を含め、明るく安全な地域社会の推進につなげることが目的です。

また、小中学校の登下校時間に合わせて、子どもたちに積極的に声をかけていただく「ふれあいタイム」を実施しています。

「ふれあいタイム」の時間帯は、小中学校の登下校時間にあたる平日午前7時～8時30分までと、午後2時～5時までです。

地域の皆様には、この時間帯に合わせて通学路などに出て、積極的に子どもたちへ声をかけ、温かく見守っていただきますようお願いいたします。



みんなで作る地域の安全
「あいさつ」は、はじめの一歩



「あいさつ運動」実施中

清川の子どもを育てる会

③ 防犯パトロール

清川村は、地域住民の皆様の自主防犯意識の高揚と地域防犯活動推進の一助として、ベストなどの防犯パトロール物品を貸与しています。

自治会内の会合や地域行事、朝晩の散歩、児童・生徒の登下校時などのパトロールの際に着用し、犯罪の抑制に活用していただきますようお願いいたします。

なお、活動については、巡回するなどの防犯啓発を通じ犯罪を抑制することが目的であり、危険な行為を求めるものではありません。また、活動を強制したり、報告義務を課したりすることはありません。

「安全で住みよい村づくり」のため、皆様のご協力をお願いいたします。

○配付物品 ①防犯パトロールベスト ②防犯腕章

③防犯マグネット（車両用） ④防犯キャップ

※①②③は貸与、④は譲渡します。

※③防犯マグネット（車両用）は、劣化によりはがれやすくなった場合、事故防止のため速やかに使用を中止してください。

○対 象 村内在住・在勤で、村内で自主的に防犯パトロールを実践する団体または個人

④ きよかわ安全・安心情報ネットサービス

このサービスは、電子メールを利用して、ご登録いただいたパソコンや携帯電話のメールアドレスに対して村内の防災行政情報をお知らせするサービスです。お知らせする内容は、防災・消防情報、緊急性のある迷子、防犯情報などです。

○登録方法 登録には、次の2つの方法があります。

①下記のアドレスへ直接メールを送信し、登録する。

kiyokawa@emp.ikkr.jp ※件名及び本文は未入力

②清川村ホームページから登録する。トップページの「メール配信サービス」を押下し、登録してください。

18 救急医療

担当：保健福祉課

① 休日夜間急患診療所（メジカルセンター）

○診察日 平日夜間、土曜日夜間、日曜日、祝日、年末年始

○診療科目 内科、小児科

○受付時間

月～金曜日（夜間）	午後7時～午後9時30分
土曜日（夜間）	午後6時～午後9時30分
日・祝・年末年始	午前9時～11時30分、午後2時～午後4時30分、 午後6時～午後9時30分

○連絡先 電話 046-297-5199

② 厚木市立病院による休日・夜間の二次救急

○診療日 平日夜間、土曜日、日曜日、祝日、年末年始

○診療科目 内科、外科、小児科

○受付時間

平日夜間	午後5時～翌日午前9時
土曜日	24時間
日・祝・年末年始	24時間

○連絡先 電話 046-221-1570

③ 病院による輪番制診療（令和5年4月時点）

輪番病院による休日・夜間の二次救急

診療日 毎日 診療科目 内科、外科 診療時間 平日夜間
 17:00～翌日9:00
 土曜日 12:00～翌日9:00
 日曜日・祝日・年末年始 9:00～翌日9:00

輪番病院 令和5年度 平日二次救急病院輪番表

	第1当番病院	第2当番病院
月	湘南厚木病院	東名厚木病院
火	愛川北部病院	湘南厚木病院
水	奇数月 仁厚会病院	東名厚木病院
	偶数月 湘南厚木病院	
木	仁厚会病院	東名厚木病院
金	東名厚木病院	奇数月 仁厚会病院
		偶数月 湘南厚木病院
土	東名厚木病院	湘南厚木病院

※奇数月(1・3・5・7・9・11月) 偶数月(2・4・6・8・10・12月)
 ※休日の当番病院に関するお問い合わせは、保健福祉課へ

湘南厚木病院



厚木市温水118-1 ☎223-3636

仁厚会病院



厚木市中町3-8-11 ☎221-3330

東名厚木病院



厚木市船子232 ☎229-1771

愛川北部病院



愛川町角田281-1 ☎284-2121

④ 休日歯科診療（歯科保健センター）

- 診 察 日 ①日曜日、②祝日、お盆期間（8月13日～8月15日）
・年未年始（12月29日～1月3日）
- 診療科目 歯科
- 受付時間 ①【日曜日】午前9時30分～12時30分
②【祝日・お盆期間・年未年始】
午前10時～11時30分、午後13時～16時30分
- 連絡先 電話 046-224-6081
厚木市保健福祉センター1階

⑤ 清川村健康相談24

夜間、子どもが急に熱を出したときの対処やケガの応急手当てなど、フリーダイヤルで24時間、ヘルスカウンセラーが対応します。

また、医療機関や専門外来などのご案内、妊娠・出産・育児などの相談や健康相談等に、分かりやすくアドバイスします。

- 電話番号 ☎0120-288-132（通話無料）
- 受付時間 24時間・年中無休
- その他 利用に関しては、清川村にお住まいの方に限ります。

⑥ かながわ小児救急ダイヤル

夜間、子どもの体調のことで判断に迷ったときや家庭でどのような対処をすればよいか、すぐに医療機関にかかる必要があるかなどについて、看護師等の専任の相談員が対応します。（この電話相談は、助言を行うものであり、電話による診断や治療を行うものではありません。）

- 電話番号 #8000 プッシュ回線、携帯電話から
045-722-8000 ダイヤル回線、IP電話、PHS等から
- 受付時間 午後6時～午前0時

子育て世代包括支援センター 「きよりゅんすくすく広場」

清川村子育て世代包括支援センター（きよりゅんすくすく広場）				
	妊娠前	妊娠期	出産	子育て
清川村の子育て支援体制		○母子健康手帳	○新生児・乳児訪問	
		○妊婦健康診査・歯科健康診査	○産婦健康診査	○産後ケア事業 ～乳児教室（ハビーマッサージ）～
		○マタニティ教室	○出張母乳相談	
		○妊産婦訪問指導	○母子開放デイ	
				○離乳食教室
				○ブックスタート
				○のびのび子育てサロン
				○育児教室
			○乳幼児歯科健康診査・育児相談	
				○歯ッピーむしばゼロ
			○予防接種	
		○子育て自主サークル（だっこらっこクラブ）		
			○教育相談・育児相談	
			○子育てマリフレッシュ事業	
			○預かり保育・一時保育	
	○子育て情報の発信			
	○清川健康相談24			

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うため、令和2年4月から清川村子育て世代包括支援センター「きよりゅんすくすく広場」を設置しました。

どなたでもお気軽にご相談ください。

清川村保健予防情報メール

ご登録いただいたパソコンやスマートフォン携帯電話のメールアドレスに対して、保健予防情報をお知らせします。

村のホームページ、または下記の二次元コードから登録が可能です。

携帯電話をご利用の方は、kiyokawa@emp.ikkr.jpに空メールを送信してください。

<配信する主な内容>

- ① 感染症対策に関するもの
- ② 子育て支援に関する事業情報
- ③ 妊産婦さん向け事業情報
- ④ 健康情報



問い合わせ 保健福祉課保健予防係(288)3861